

平成28年11月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表.....	1
総務教育常任委員会.....	5
福祉生活病院常任委員会.....	7

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	9
総務教育常任委員会.....	1 7
福祉生活病院常任委員会.....	1 9
農林水産商工常任委員会.....	2 7
地域振興県土警察常任委員会.....	2 9

請 願 一 覧 表

総務教育常任委員会・請願

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 28年ー 38 (28. 11. 25)	議 会	鳥取県議会議員の海外視察の旅費に係る条例等の改正 について	倉吉市 個人	

請願一覧表

請 願 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・請願

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 28年ー 37 (28. 11. 25)	生活環境	消費生活センターのメール相談に対する回答について	倉吉市 個人	

請願一覧表

総務教育常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
28 年 - 38 (28.11.25)	議 会	鳥取県議会議員の海外視察の旅費に係る条例等の改正について ▶請願理由 昨今、各議会において政務活動費の不正使用や領収書の改ざんが明らかになるなどして、政務活動費や議会の支出経費に対しては、注目が集まっているところである。 議会は、それらの費用が県民の税金から出ていることを考え、県民の福祉向上（地方自治法第1条の2）のため必要最小限の支出をし、また、支出後にはその収支報告を行い、またその成果物（視察報告など）を県民の前に、わかりやすく明らかにすることが求められている。 この点、貴議会では、収支報告書のインターネット公開などが、他の議会に比べて進んでいることには敬意を表するものである。 さて、議員の現地視察、出張・旅行にはお金、すなわち税金のかかるものであり、とりわけそれが海外視察ともなれば、随行員を連れ立っての団体旅行で、費用が多額にかかるものである。 いま、各自治体では、舛添知事のファーストクラスでの海外旅行費の多さが話題になって以降、従前に増して、とりわけ海外視察については、県民から厳しい目が向けられ、富山市議会の議会改革検討調査会は、10月14日、公費での海外視察を廃止することを決めた。ここで注目すべきは、各会派とも賛成、廃止で一致していることである。交通費などに当たる1日4千円の「費用弁償」の廃止も最大会派の自民党が提案している。県民の目線を考えた英断だったと思う。 都道府県議会議員は、激務と引き換えに多額の収入保障や、さらには県議会では年間300万円という政務活動費などの保障もなされている。 鳥取県中部で起きた甚大な地震などで、今も避難所には避難	個人 (倉吉市 (紹介議員) 市 谷 知 子 錦 織 陽 子	

総務教育常任委員会・請願

総務教育常任委員会・請願

		者が身を寄せている。道路復旧なども急がねばならず、これからの県財政は、今まで以上に厳しくなることが予想される。 ▶請願趣旨 鳥取県議会議員の海外視察の旅費に係る条例、施行規程を改正し、旅費の自己負担をしていただきたい。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・請願

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
28 年ー 37 (28.11.25)	生活環境	消費生活センターのメール相談に対する回答について ▶請願理由 先の県議会 5 月定例会においては、県民からの消費生活相談について、メールでの相談（これには当然に、回答を含むものと思っていた。）の新設をお願いし、常任委員会の皆様に積極的・建設的な議論をいただいた結果「県民の利便性確保のためにはメール相談の活用が望ましい。しかし、原則、的確な助言のために初回の相談に限る運用の工夫も必要」との留保を付して趣旨採択とされたところであるが、実際にセンターにメールで相談をしたところ、「受付はしているが、これはあくまでセンターがメールを受取り、連絡先と相談内容を事前に把握するのみ。これに対するメールでの相談の回答は行っていない。回答を聞くには、近くのセンターに御来所ください」と伝えられてしまった。メールを受け取るだけで、それに対しての回答を示さないのでは、県民の利便性のためメール相談を始めるとした県議会の意向が、当局においてそのとおり履行されておらず、メール相談の意味がないと思う。県議会は県民の声の代表であり、当局には、道義上、これに誠実に従うことが求められている。 他県の状況を見ると、たとえば広島県の消費生活センターに確認したところ、同センターはメール相談を積極的に活用し、実際に若者の相談数がかかなり増えたとのことであった。困難な問題を抱える相談者は、とりわけ法的知識や社会経験等に疎く、携帯電話等によるトラブルに巻き込まれがちな若年層などに多く、しかし行政とのつながりは薄いところ、こうした携帯電話やインターネットとの親和性を逆に利用して、彼らとの相談をとりつけ、被害拡大防止に一役買っている、同センターの取組は、先行事例として注目し値するものだと思う。また、岡山県でも相談を受け付け、相談受付後、概ね 1～2 日程度（月曜日、	個人 (倉吉市) (紹介議員) 市 谷 知 子 錦 織 陽 子	

福祉生活病院常任委員会・請願

福祉生活病院常任委員会・請願

		祝日、年末年始を除く）でメールで回答している。中国五県以外に対象を広げると、メール相談を行っている自治体（市町村を含む。）は、相当数あるようである。 ついては、県議会においてメール相談に関する陳情が趣旨採択されたことをふまえた対応を、県議会において当局に求めることをお願いしたい。 ▶請願趣旨 消費生活センターのメール相談について、センターにおける相談内容の事前把握のみならず、少なくとも初回については、メールでの回答を検討すること。		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・請願

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 28年ー 32 (28. 11. 22)	教 育	鳥取県中部地震を受けた防災体制の強化（学校給食関係）について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 28年－ 27 (28. 9. 29)	生活環境	中部消費生活センターにおける月曜日等の来所相談の開始について	倉吉市 個人	
福 28年－ 30 (28. 11. 22)	生活環境	鳥取県中部地震を受けた防災体制の強化（住宅支援関係）について	倉吉市 個人	
福 28年－ 33 (28. 11. 22)	生活環境	鳥取県消費生活センターの公営化及び国に対し消費生活センターのあり方の検討を求める意見書を提出することについて	倉吉市 個人	
福 28年－ 36 (28. 11. 24)	福祉保健	健康で安心して働き続けられるために保育士・学童保育指導員等の処遇を改善することについて	よりよい保育をもとめる鳥取県実行委員会 外	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 28年－31 (28.11.22)	農林水産	鳥取県中部地震を受けた防災体制の強化（農家支援関係）について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 28年－29 (28.11.22)	危機管理	鳥取県中部地震を受けた防災体制の強化（物資・避難 所関係）について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28 年－ 32 (28.11.22)	教 育 関連陳情 危機管理 28 年－ 29 生活環境 28 年－ 30 農林水産 28 年－ 31	鳥取県中部地震を受けた防災体制の強化（学校給食関係）について ▶陳情理由 10 月 21 日の午後 2 時頃、鳥取県中部を震源に発生した震度 6 弱の地震は、まさに青天の霹靂であり、家の倒壊や瓦の落下など大きな被害をもたらした。まず、地震で被害にあわれた皆様にお見舞い申し上げます。 そして、倉吉市や鳥取県など、行政現場の方は、休日返上、徹夜で、部局関係なく支援にあたられており、心より敬意を表するものである。避難所で支援にあたられた行政職員の方は、現場のニーズを汲み取ろうと必死の支援をされていた。 街は、地震で不安をかかえた人々ばかりの何とも言えない空気。断水したため近くのスーパーに水を買に行くと、瓶が割れ、商品が散乱していた。そんな中、県は発災よりただちに見回りのヘリを飛ばし、他県からも応援に駆けつけてくれるなど「見守られている」感があつた。知事も被害状況の確認のため、速やかに現地入りされた。こうした迅速な行動・判断は、被災者の方にとって、大きな心の支えになったと思う。 一方、倉吉市において、市庁舎自体が破損して災害対策本部が置けず、急遽県の総合事務所に間借りして本部を設置するに至ったことなど、当初の想定と現実が乖離し、「想定外」の事態も起きた。あつてほしくはない"今後"に備え、想定外の事態を作らないことが必要である。 成長期である小学生の給食がパンと牛乳だけという事実を心を痛めた。週 1 回ペースでの給食は始まるようであるが、給食センターが被災した今、まだまだ「平常」に戻るのには難しい現実がある。一方、地震同時期のコンビニやスーパーは、たくさんの食品で溢れている現実。先日は NPO がハンバーグカレーの炊き出しに来てくれるなど、民間の支援の輪も広がっている	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		が、民間はあくまで善意であることから、これがなくても成り立つ制度設計が必要である。 ▶陳情趣旨 リスクヘッジといって給食センターの代替をいくつも作ると、たしかに維持費などの問題も生じうることから、せめて、大手コンビニなどと災害時における供給について協定を締結したり、近隣市町村と分担協定を締結するなどして、子どもたちに満足のいく食事を提供すること。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28 年－ 27 (28. 9. 29)	生活環境	中部消費生活センターにおける月曜日等の来所相談の開始について ▶陳情理由 現状、中部消費生活センターは、倉吉市の倉吉未来中心などに隣接する、倉吉交流プラザの2階に立地している（1階は図書館）。月曜日は図書館が閉館すると、センターと共通の入り口が閉じられ、2階への出入りができない、相談できない実態がある。入り口の前に「本日は来所相談を行っておりません。電話相談をご利用ください」という旨の立て看板があるのみである。相談員自体は在籍しているのに、せっかく足を運んだ人に対し、施設の目の前で携帯電話や公衆電話などで相談させるのは、不便だしどこかおかしいと思う。行政機関が月曜に開いていないのである。 なお、祝日の翌日も閉館となるので、9月のシルバーウィークのような曜日配列だと、多くの日が事実上開店休業状態になってしまっている。 図書館と消費生活センターは、もちろん別の部屋なので、図書館閉館時にも可能であれば開所していただきたい。もしそれが運用上の問題などで不可能な場合には、例えば中部総合事務所に出張で相談するなど、切れ目のない相談体制の構築が、消費者・県民の利便性の確保の観点から必要だと考える。 ▶陳情趣旨 鳥取県中部消費生活センターにおいて、月曜日等の来所相談を開始していただきたい。	個人 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

28年－30 (28. 11. 22)	生活環境	鳥取県中部地震を受けた防災体制の強化（住宅支援関係）について	個人 (倉吉市)
	関連陳情	▶陳情理由	
危機管理 28年－29		10月21日の午後2時頃、鳥取県中部を震源に発生した震度6弱の地震は、まさに青天の霹靂であり、家の倒壊や瓦の落下など大きな被害をもたらした。まず、地震で被害にあわれた皆様にお見舞い申し上げる。	
農林水産 28年－31		そして、倉吉市や鳥取県など、行政現場の方は、休日返上、徹夜で、部局関係なく支援にあたられており、心より敬意を表するものである。避難所で支援にあたられた行政職員の方は、現場のニーズを汲み取ろうと必死の支援をされていた。	
総務 28年－32		街は、地震で不安をかかえた人々ばかりの何とも言えない空気が。断水したため近くのスーパーに水を買に行くと、瓶が割れ、商品が散乱していた。そんな中、県は発災よりただちに見回りのヘリを飛ばし、他県からも応援に駆けつけてくれるなど「見守られている」感があつた。知事も被害状況の確認のため、速やかに現地入りされた。こうした迅速な行動・判断は、被災者の方にとって、大きな心の支えになったと思う。	
		一方、倉吉市において、市庁舎自体が破損して災害対策本部が置けず、急遽県の総合事務所に間借りして本部を設置するに至ったことなど、当初の想定と現実が乖離し、「想定外」の事態も起きた。あつてほしくはない"今後"に備え、想定外の事態を作らないことが必要である。	
		住宅支援について、これまでの全壊や半壊に加え、一部損壊にも一定の支援をなすことを県単独で行うこととしたのは評価している。一方、「これではとても足りない」との声も聞かれる。	
		▶陳情趣旨	
		鳥取西部地震の基金を最大限活用し、県の支援をより充実させること。また、鳥取県の予算も限られる中、国に対し、支援制度の拡充を求めること。	

福祉生活病院常任委員会・陳情

28 年－ 33 (28. 11. 22)	生活環境	鳥取県消費生活センターの公営化及び国に対し消費生活センターのあり方の検討を求める意見書を提出することについて ▶陳情理由 (1) 消費者安全法の基本理念 まず、消費生活センター（以下「センター」という。）については、消費者安全法第 10 条により、都道府県は、同法第 8 条第 1 項各号に掲げる事務を行うため、センターを設置しなければならない旨が規定されており、各都道府県は、独自の設置条例に基づき、センターを設置しているところである。 同法第 4 条第 3 項では、「国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、（中略）消費者の意見を反映させるために必要な措置（中略）確保するよう努めなければならない。」としており、また、同法第 3 条第 3 項では、「消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性」が十分に発揮されるように行われなければならない。」として、日々巧妙化、深刻化するトラブルに対して、国や県が主体的に消費者施策に関与することが求められている。 このようにセンター業務については、対峙する当事者のどちらにも属さない中立の立場で、トラブルの解決に向けてアドバイスするものであり、本来、公的な立場でなすことが好ましく、また、若年層など資力が乏しいことも多い相談者に対し、公的サービスとして相談業務を実施することは、消費者の利益に資するものである。 (2) センター業務を民間委託することの問題点 消費者庁が有識者を招いて平成 25 年 10 月 22 日に行った「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」では、委員から、現状センターの民間委託がされている事実を問題視し、消費者行政の民間委託は縮小することが望ましいとの意見も出されている。 第 1 回意見交換会の資料「(参考) 消費生活相談等の民間団体への委託について」の 9 頁に記載された「懸念や改善点」の＜受託先との連絡に関すること＞のアンケート記述から、民間委託の問題点が読み取れる。	個人 (倉吉市)
----------------------------------	-------------	--	---------------------

福祉生活病院常任委員会・陳情

		まず、「委託先との連携を密にしないと、情報の共有が遅れたり、相談処理に委託者（地方公共団体）の意思が反映されなくなる恐れがある」はそのとおりで改善していく必要があるが、「他の分野の民間委託業務で問題になっているが、『偽装請負問題』との関係で、指揮命令系統に配慮が必要である。処理困難案件の処理を行う際に、市職員と委託先職員（消費生活相談員）とが直接連携しにくい」との要請もあり、双方の要請は本質的に両立しない。 すなわち、「偽装請負問題」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第5条により、民間団体がその従業員を派遣して、派遣先の自治体の指揮命令に服して労働させる（派遣労働）には、労働者派遣事業の許可を要するところ、消費者行政の民間委託を受けているNPO等の団体は、この派遣事業の許可を得ていないため、その従業員が地方自治体の指揮命令に服する働き方（派遣労働）は、法令上禁止される。無許可で派遣労働させた場合は労働者派遣法の規定に基づき、1年以下の懲役、100万円以下の罰金の刑事罰が科される。 このため、現在の民間委託は、地方公共団体と受託団体の関係は「請負」型のみ可能である。すなわち請負では、当初に結んだ請負契約に基づき、受託団体の責任者が従業員を指揮して業務を遂行するものである。請負では、あらかじめ定めた仕様書等に基づき委託の詳細を定めてしまうため、日々刻々と変化する消費者問題をとりまく状況に柔軟に対処できず、鳥取県のように地方公共団体の職員であるセンター長等が、受託団体の従業員に対して、時々刻々、指示を出すことはできない。それをする、と、請負でなくなり、派遣労働となるためである。このルールに違反し、請負を装って、実質は派遣労働させることを「偽装請負」と呼ぶ。 この結果、労働者派遣法上、適法な運営をしようとする、上記の懸念のとおり、地方公共団体の職員と、受託団体の従業員は、直接話もできないこととなる。地方公共団体のコンプライアンスが徹底されていくにつれて、労働者派遣法の遵守が意識され、地方公共団体職員と受託団体従業員の分離が促進されるため、一方では消費者行政には連携が必要という要請があるにも関わらず、もう片方では偽装請負の問題があり、消費者行	
--	--	---	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		政の推進に障害として現れる。 この観点から見ると、「(参考)消費生活相談等の民間団体への委託について」の6頁にある「センター長の身分」が「行政が任用する者」であり、そのセンター長のもとで受託団体の従業員が働いているセンターは、偽装請負と指摘される可能性が高くなる。 私自身、センターに相談に行ったことがあるが、センターで2名のNPO職員に相談をしていたところ、原課の職員が上から降りてきて、NPO職員が(相談に係る法的見解等について照会する)国民生活センターの意向に基づき、「双方の意見が食い違っているのもううちとしては関与できない。それがうちの見解なのでもう関与できません。」との旨を相談者たる私に伝えていたところ、当該職員が「いや、でも、これはね、一般的な斡旋なら可能ですよ。」と、NPO職員の意向を制して指示し、結局、相談及び斡旋が継続したことがある。 本件は、消費者にとって、きちんと相談が続いた点ではいいことだが、このような指示やアドバイスを出すことすらも、偽装請負の疑いありとなるのであれば、コンプライアンスの観点からも実務上も問題がある。 ところで、センターについては、2901万円ほどの債務負担でセンターの業務をNPOに委託しているが、私が、職員の待遇、身分保障、保有資格等に係る照会をセンターに発したところ、「相談者の雇用形態は契約書に特に定めがないため、委託先の雇用形態は県として回答する立場にない。」との回答がきた(10月24日付)。 しかし、委託の際に相手方から徴求する見積書や内訳書がどのようなになっているかは不明だが、予算積算は「総額 2901万円です。」で委託するのではなく、委託者たる県としても事務員の雇用形態や勤務時間の考慮が必要なはずで、県が事実上の金銭の出し手になるなら、運営先のことは分からない、関知しないというのではなく、きちんと見なければ働く側の相談員がかわいそうだし、それはめぐって、従業員の知識やモチベーション等の点で、また、センター全体のノウハウの蓄積の点からも、人の入れ替わりが多いようでは、相談を受ける県民のためにならないはずである。		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		5年間の継続雇用をすれば、非正規なども正規にするのが今の流れである。余計に、県も民間だから委託先のことは知りませんではなく、きちんと見てあげる必要があると思う。 なお、福岡市が民間企業に一部業務を委託している市消費生活センターで4月から、相談者、消費生活相談員、弁護士の三者を交えた法律相談業務ができない状態が続いている。県弁護士会が「非弁活動に該当する可能性がある」として弁護士の派遣を見送っているためである。鳥取県も弁護士会等に、171万円の委託をしており、問題になる可能性を秘めている。 最後に、国に対し、消費生活センターの偽装請負問題解消や消費者に近い行政のため、センター公営化を含め、センターのあり方に関する検討を行うべきことについて、意見書の提出をお願いしたい。 ▶陳情趣旨 鳥取県消費生活センターは、NPO法人のコンシューマーズサポート鳥取に委託がなされているが、県民の利益保護・消費者被害の防止体制を強化するため、また、コンプライアンスの観点から、県直営にすることをお願いしたい。さらに、国に対し、消費生活センターの偽装請負問題解消や消費者に近い行政推進のため、センターの公営化を含め、センターのあり方に関する検討を行うべきことについて意見書の提出をお願いしたい。		
28年－36 (28. 11. 24)	福祉保健	健康で安心して働き続けられるために保育士・学童保育指導員等の処遇を改善することについて ▶陳情理由 鳥取県は国に先駆けて、保育士の配置基準の改善や保育料の軽減に取り組んできた。こうした政策もあって、出生率も若干向上しつつある。 しかし県内でも保育士が確保できないために、年度中途の待機児童問題が発生している。保育士不足の原因は、高度な専門性が求められているにもかかわらず、その専門性に見合う労働条件や処遇が保障されていないために、離職する保育士が多いことにある。県が昨年行った調査でも、全産業に比べて民間保	よりよい保育をもとめる鳥取県実行委員会	外 2,520 名

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		育所で月額 10 万円低いという結果が出ている。仕事の内容や責任の重さに見合わない低賃金・持ち帰り残業が常態化しているなど、劣悪な処遇により保育士の心と身体は疲弊状態である。保育現場は保育士たちの献身的な努力によって支えられていると言っても過言ではない。 保護者が安心して保育所に子どもを預けられるのは、そこで働く保育士が専門家だと信頼しているからである。 ▶陳情趣旨 子どもたちに、安全で安心できる質の高い保育の実現を求め、下記の項目を陳情する。 1、保育士・保育教諭・学童保育指導員などの賃金を引き上げるために、鳥取県独自の支援をすること。 2、公私立保育所の非正規保育士を正規化するために、財政支援をすること。 3、4、5 歳児での一人の保育士が受け持つ子どもの数を、県の配置基準として 20 人に改善すること（国の配置基準は 30 人）。 4、学童保育で 1 クラブあたりおおむね 40 人程度の児童で実施できるよう、財政支援をすること。 大規模クラブを分割できるよう、国がかさ上げた施設整備費助成を市町村が積極的に活用できるよう促すこと。		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28 年－ 31 (28.11.22)	農 林 水 産 関 連 陳 情 危 機 管 理 28 年－ 29 生 活 環 境 28 年－ 30 総 務 28 年－ 32	鳥取県中部地震を受けた防災体制の強化（農家支援関係）について ▶陳情理由 10 月 21 日の午後 2 時頃、鳥取県中部を震源に発生した震度 6 弱の地震は、まさに青天の霹靂であり、家の倒壊や瓦の落下など大きな被害をもたらした。まず、地震で被害にあわれた皆様にお見舞い申し上げる。 そして、倉吉市や鳥取県など、行政現場の方は、休日返上、徹夜で、部局関係なく支援にあたられており、心より敬意を表するものである。避難所で支援にあたられた行政職員の方は、現場のニーズを汲み取ろうと必死の支援をされていた。 街は、地震で不安をかかえた人々ばかりの何とも言えない空気。断水したため近くのスーパーに水を買に行くと、瓶が割れ、商品が散乱していた。そんな中、県は発災よりただちに見回りのヘリを飛ばし、他県からも応援に駆けつけてくれるなど「見守られている」感があった。知事も被害状況の確認のため、速やかに現地入りされた。こうした迅速な行動・判断は、被災者の方にとって、大きな心の支えになったと思う。 一方、倉吉市において、市庁舎自体が破損して災害対策本部が置けず、急遽県の総合事務所に間借りして本部を設置するに至ったことなど、当初の想定と現実が乖離し、「想定外」の事態も起きた。あってほしくはない"今後"に備え、想定外の事態を作らないことが必要である。 果樹やワインなど、動産への被害が出ている。真庭市など他県から落下梨を買って給食に使ってくれるなど、農家を支援する取組は広がっており、素晴らしいことである。 ▶陳情趣旨 落ちなかった梨を高値で売るなどの取組は必要だと思うが、その対象ではない、落ちてしまった梨など被害は深刻であることから、これら農家への支援を検討すること。	個人 (倉吉市)	

農林水産商工常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
28 年－ 29 (28.11.22)	危機管理 関連陳情 生活環境 28 年－ 30 農林水産 28 年－ 31 総 務 28 年－ 32	鳥取県中部地震を受けた防災体制の強化（物資・避難所関係）について ▶陳情理由 10 月 21 日の午後 2 時頃、鳥取県中部を震源に発生した震度 6 弱の地震は、まさに青天の霹靂であり、家の倒壊や瓦の落下など大きな被害をもたらした。まず、地震で被害にあわれた皆様にお見舞い申し上げる。 そして、倉吉市や鳥取県など、行政現場の方は、休日返上、徹夜で、部局関係なく支援にあたられており、心より敬意を表するものである。避難所で支援にあたられた行政職員の方は、現場のニーズを汲み取ろうと必死の支援をされていた。 街は、地震で不安をかかえた人々ばかりの何とも言えない空気。断水したため近くのスーパーに水を買に行くと、瓶が割れ、商品が散乱していた。そんな中、県は発災よりただちに見回りのヘリを飛ばし、他県からも応援に駆けつけてくれるなど「見守られている」感があった。知事も被害状況の確認のため、速やかに現地入りされた。こうした迅速な行動・判断は、被災者の方にとって、大きな心の支えになったと思う。 一方、倉吉市において、市庁舎自体が破損して災害対策本部が置けず、急遽県の総合事務所に間借りして本部を設置するに至ったことなど、当初の想定と現実が乖離し、「想定外」の事態も起きた。あってほしくはない"今後"に備え、想定外の事態を作らないことが必要である。 このたびの地震では、屋根を覆うためのブルーシートについて、当初役所での配布を受けたい人が殺到して数が足りず、被災者の方々が困ったとの声を聞いた。雨が降ると、瓦の下が傷むので、直ちに手当てしなければならない。また、ボランティアのニーズとサプライサイドのミスマッチ、すなわち、屋根の上に登る高所での作業は、危険を伴い一定の技術も必要なため、ボランティアセンターが欲しているこうした作業ができる人員が不足し、県外から支援チームが駆けつけたほどである。	個人 (倉吉市)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		避難所においては、パーティションの設置がなされておらず、職員に聞くと「届いてはいるけど、被災者の方から要望がないし、ここまで何ともなく来たので、やっていない。要望があればやる。」と言われていた。 しかし、パーティションの存在を知らない人も多く、自分から「欲しい」というだろうか。実際被災者の方に聞くと「子どもがいるし、授乳のときほしい」、「子どもは区画された方が大人しくなるかも」と、欲しい様子であった。 また、当初は避難所に毛布がなく寒かったとの声を多くの被災者から聞いた。各避難所における備蓄体制を強化することが必要である。また、制限食（カロリー、糖質、たんぱく質など）の摂食が必要な方などに対して食事面・血圧や服薬などでのケアなどをするため、管理栄養士や医師などが定期的に巡回するなどして、サポートする体制を構築すること。また、パンや冷たいおにぎりだけではなく、温かい食べ物や飲み物が欲しいとの声を聞いた。近くの避難所には、鳥取城北高校相撲部や鳥取西高校などからの、ちゃんこ鍋の炊き出しなど、民間レベルでの支援があることは素晴らしいことで感謝申し上げるが、民間の支援はあくまで例外である。 ▶陳情趣旨 1 屋根を覆うためのブルーシートについて、当初役所での配布を受けたい人が殺到して数が足りず、被災者の人々が困ったこと、また、ボランティアのニーズとサプライサイドのミスマッチについて解決策を検討すること。 2 避難所においてパーティションの存在を知らない人も多いことから、行政サイドだけで「大丈夫だろう」と判断するのではなく、こういうきめ細かい所にも被災者の方のニーズを汲み取ること。 3 各避難所における備蓄体制の強化、制限食の摂食が必要な方などへの食事面・血圧や服薬などのケアのためのサポート体制の構築、温かい食べ物や飲み物の提供など、行政サイドが当初からこうした支援を想定すること。	
--	--	---	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情